

企画セッション

◆ クリエイティブコントロールを目的とした 著作者人格権の不行使特約について ◆

【講演者】

三浦 正広 国士館大学法学部教授
大野 麻衣子 元映像制作会社法務部勤務

【内 容】

1. はじめに

著作権法 59 条は、著作者人格権の譲渡を禁止し、また著作者人格権が著作者の一身に専属するものであるためその放棄もできないと解されている。

原作者、脚本家、監督など多数の著作者が関与する映画製作の場合、実務上、製作者側がクリエイティブコントロールを目的として著作者に著作者人格権の「不行使」を確約してもらうのが通常である。

しかしながら、不行使特約自体の有効性、また有効としても第三者に対しても効力があるかという第三者効の問題については争いがある。

本セッションでは著作権法 59 条を前提とした著作者人格権不行使特約の法的有効性について検討する。

2. 各説の検討と課題

小説や漫画を原作として映画化する場合、その脚本を制作するにあたっては、映画と小説や漫画その表現形式の違いや興業上の都合などから原作品や脚本を多かれ少なかれ改変することになるが、そのような改変について厳密には翻案権（著作権法 27 条）、同一性保持権（著作権法 20 条）が働く。

また、映画の著作者（著作権法 16 条）である監督やプロデューサーに映画の著作者人格権は帰属する。

映画製作者側としては利益を最大化するべく映画を自由かつ円滑に利用する必要があるが、上記のように著作者人格権を行使されてしまうとその利用が阻害される可能性があるため、映画製作者側が原作者、脚本家や映画の著作者たちと契約を交わす場合に「著作者人格権を行使しないことに合意する」という条項を入れることがある。

このような条項は有効なものかどうか検討する。

〈無効説〉

利用形態を特定しない包括的な不行使特約は実質的に著作者人格権の放棄または譲渡と等しいので人格権の性質に反し無効である、という立場。

(次ページへ)

企画セッション

◆ クリエイティブコントロールを目的とした 著作者人格権の不行使特約について ◆

〈有効説〉

著作権法が著作者人格権の不行使を禁じていない以上、それを無効とまで解することはできない、という立場。

〈原則有効説〉

著作者人格権の不行使特約は有効としつつも、実際の著作物の利用のされ方を検討した上で、不行使合意時に前提とされた条件から著しく齟齬がある場合は、その合意をもとに有効と判断することはできない、という立場。

なお、不行使特約が第三者に対しても効力があるかという第三者効の問題についても争いがある。

3. 結論と考察

インターネットの普及によりコンテンツの利用のされ方も大きく拡大、変容しており、映画についても製作時にはインターネット動画配信といったことは誰も想定もしていなかった、という作品は多数あるものと考えられる。

合意の前提となった条件が実際の利用時に大きく乖離している場合には、当事者の合理的意思を勘案して判断すべきであり、単に「不行使合意」がなされていたということのみをもって著作者人格権を実質的に放棄させるようなことは著作権法59条の意義を失わせる。

権利者側との合意が製作者側の都合で一方的、画一的、機械的になされるようでは、著作権法59条はコンテンツビジネスの名の下で形骸化してしまう。権利者側と製作者が真摯に向きあうことで、より一層良質なコンテンツが生み出され、我が国のコンテンツビジネスがますます発展していくことを願うばかりである。

【講演者略歴】

三浦 正広 (国士舘大学法学部教授)

青山学院大学大学院法学研究科博士後期課程満了退学、

青山学院大学法学部助手、岡山商科大学法経学部助教授、教授を経て現職

大野 麻衣子 (元映像制作会社法務部勤務)

中央大学法学部法律学科卒業、

国士舘大学大学院総合知的財産法学研究科修士課程修了